

「恭仁宮跡」を知る～現在に繋がる地域の歴史～

職員の皆様、木津川市加茂町北部の「瓶原(みかのほら)」と呼ばれる地域に、今から約1300年前の天平12(740)年、聖武天皇が平城京から遷った都が存在したことをご存じでしょうか。

都の名前は「恭仁京(くにきょう)」、その中枢部には「恭仁宮(くにきゅう)」が造営されました。

平城京から大極殿や回廊が移築されるなど、本格的な遷都でありましたが、その後、約3年3か月で難波宮へ遷都され、平城遷都後に大極殿は山城国分寺の金堂に転用されました。

昭和32年、この歴史的背景なども踏まえ「山城国分寺跡」が『史跡』として指定され、京都府と旧加茂町による調査等が進むなか、平成19年、史跡指定面積を追加するとともに「恭仁宮跡(山城国分寺跡)」に名称を変更し、以後も複数回の追加指定を実施しています。

この度、令和7年12月19日、国の文化審議会において、「史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)」が、文化財の法的な位置付けとしては最上位となる『特別史跡』(『国宝』と同等)として指定する答申がなされました。



1

●特別史跡とは

文化財保護法の特徴のひとつは、文化財を2段階で指定・保護するということです。古文書や仏像、建造物などの有形文化財のうち、重要なものは【重要文化財】に指定され、そのうち、「たぐいなき国民の宝たるもの」が【**国宝**】に指定されます。

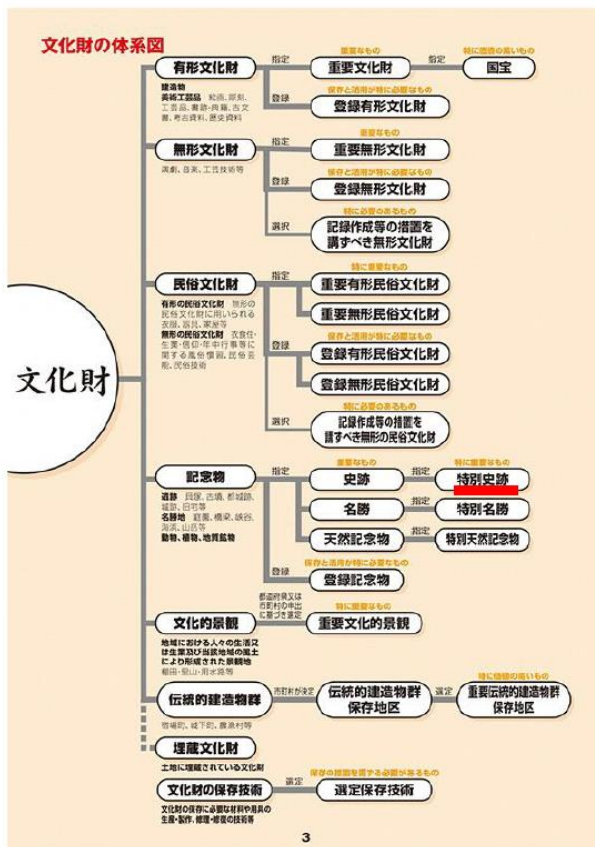
遺跡や名勝地、動植物などは記念物と呼ばれ、重要なものは【史跡】に指定され、そのうち「学術上の価値が高く、我が国文化の象徴たるもの」が【**特別史跡**】に指定されます。令和8年1月段階では、「恭仁宮跡」を特別史跡に指定するよう答申された状態であり、今後、告示を経た後、正式に指定されることとなります。全国では66件目、京都府内では京都市外で初(奈良時代の特別史跡も初)となる4件目の特別史跡となり、全国の名立たる有名な文化財と肩を並べることとなります。

●特別史跡に指定されている文化財の代表的なもの

京都府：鹿苑寺(金閣寺)庭園 慈照寺(銀閣寺)庭園 醍醐寺三寶院庭園



他府県：五稜郭跡・三内丸山遺跡・登呂遺跡・江戸城跡・平城宮跡・藤原宮跡
・石舞台古墳・高松塚古墳・キトラ古墳・大坂城跡・安土城跡・姫路城跡
・厳島・原爆ドーム・吉野ヶ里遺跡・熊本城跡など



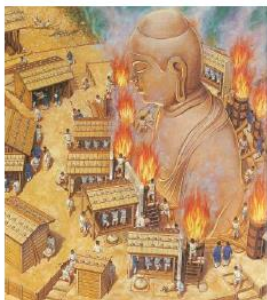
2

●「恭仁宮」の重要性は

■歴史上における重要性

当時の平城京では疫病の流行や戦乱により人々の不安が高まり、この事態を一新し、仏法による護国思想「鎮護国家」政策推進のため、遷都したと考えられています。都であった期間は、天平15(743)年に難波宮(大阪市中心区法円坂付近)へ遷都されるまでの約3年程度ですが、その間に下記のような後の日本を形成する重要な施策が打ち出されました。

- ①全国に国分寺建立を発願する(741年)
→**仏教文化の地方普及、律令体制の強化**
- ②墾田永年私財法を発布する(743年)
→**土地制度の大転換**
- ③廬舎那仏(大仏)の造営を発願する(743年)
→**国家安寧を願う鎮護国家の象徴**



■特別史跡の本質的価値における重要性

瓶原の地下と地表面上で確認できる遺構が歴史的経過の中で形成された遺跡であることが恭仁宮跡の本質的価値の一つと考えられます。大部分の遺構は、地下に残りますが、原位置の礎石を残す大極殿基壇跡や山城国分寺七重塔基壇跡、造営時の盛土による整地や段地形などは地表に露出して見える遺構です。大極殿基壇跡の発掘成果のように、平城宮第一次大極殿復元の根拠となるなど奈良時代の遺構を地表面上で確認できる貴重な遺跡です。

